

35—07 P U D T

廷外検証の手続とその事例

1. 廷外検証（実地検証）には証拠保全のための廷外検証が含まれるが、普通の廷外検証と証拠保全のための廷外検証とは、以下2. の点を除き相違しない。手続も同様である（→34—01の9.、35—06、35—08、35—09）。
2. 相違するところは、証拠保全のための廷外検証が緊急性を必要とするため、証拠保全の決定をするに当たって、その事情の疎明があるか否か、及びその当否について審理することである。したがって、普通の廷外検証の準備手続も、証拠保全の特殊性に関するものを除けば、証拠保全のための廷外検証の準備手続（→35—08の4.）と同様である。
3. 廷外検証の実例
 - 無効 2004—35144（特許）
 - 無効 2003—35079（実用新案）
 - 無効 2003—35002（特許）
 - 異議 2000—70703（特許）
 - 異議 平11—73952（特許）

（改訂 H27.2）